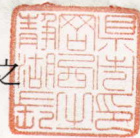


湖西市ふるさと大使設置要綱を次のように定める。

令和8年9月3日

湖西市長 田内 浩之



湖西市ふるさと大使設置要綱

(設置)

第1条 湖西市の魅力、地域資源等を市内外に広く発信するため、湖西市ふるさと大使（以下「大使」という。）を設置する。

(委嘱)

第2条 大使は、前条に規定する大使の設置の趣旨に賛同した個人で、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 産業、経済又は教育の分野で活躍する者であって、本市出身（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間において最も長く居住した場所が本市であることをいう。）であるもの又は市内での居住期間若しくは市内の学校での在籍期間が15年以上あるもの
- (2) 芸能、文化又はスポーツの分野で活躍する者であって、市内に居住し、若しくは居住していたもの又は市内の学校に在籍し、若しくは在籍していたもの
- (3) 本市の主要事業等に貢献し、又は貢献することが見込まれる者

(任期)

第3条 大使の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項本文の規定にかかわらず、市長は、委嘱する大使の任期満了の期日を現に委嘱している大使の任期満了の期日に合わせる必要があると認めるときは、当該委嘱する大使の任期を当該現に委嘱している大使の任期満了の期日までの期間とすることができる。

(解嘱)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、大使を解嘱することができる。

- (1) 大使から辞任の申出があったとき。
- (2) 大使としての活動が困難であると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が解嘱する必要があると認めるとき。

(人数)

第5条 大使の人数は、若干名とする。

(活動内容)

第6条 大使は、可能な範囲において、次に掲げる活動を行う。

- (1) 本市の魅力、地域資源等の情報発信を行うこと。
- (2) 本市のシティプロモーション事業について提言を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市の認知度及びイメージの向上並びに地域ブランドの確立を図るための事業に協力すること。

(遵守事項)

第7条 大使は、その地位を利用して、市が特定の活動、商品、サービス等を推奨しているとの誤解を生じさせる行為をしてはならない。

(市の役割)

第8条 市長は、本市の魅力、地域資源等の発信に必要な情報を大使に適宜提供するものとする。

2 市長は、大使が本市の魅力、地域資源等の発信に資する活動を行ったときは、市の広報媒体等を活用し、当該活動について情報発信を行うことができる。

(報酬等)

第9条 市長は、大使に対しては、報酬等の対価の支給及び旅費等の費用弁償を行わない。ただし、本市が主催する事業に出席する場合その他市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(専用名刺)

第10条 市長は、大使に対し、希望に応じて専用名刺を交付する。

(庶務)

第11条 大使の庶務は、企画部秘書広報課において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和9年4月1日から施行する。